



ゆとりをもった行動を！

2010年2月号

二戸労基署ニュース

◇時間外労働・休日労働に関する協定届について

事業場で労働者に時間外や休日労働を行わせる場合には、時間外労働・休日労働に関する協定(以下「36 協定」と言います。)を締結し、監督署に届け出る必要があります。ほとんどの事業場では1年を期間とする協定とし、12月や3月が36協定の期限末になっているところが多いと思いますが、昨年の監督結果では、忘れて次年度の協定を締結せず、当該期間の始まる前に監督署に届け出していない事業場も散見されました。届出を忘れていた事業場は早急に、3月が期限末になっている事業場は新たに協定がスタートできるよう届出の準備をお願いします。

また、平成22年4月1日以後に特別条項付き36協定を締結又は更新する場合には、4月1日から施行される改正労働基準法に対応する必要がありますので、不明な点があれば監督署に相談願います。

◇健康診断結果報告書等の提出について

事業者は労働者に対し、事業場の労働者数に関係なく、毎年定期健康診断を実施し、法定の有害業務(有機溶剤業務等)については、別途の健康診断を実施しなければなりません。

また、それらの健康診断の結果については、健康診断実施後に、遅滞なく、監督署へ報告(定期健康診断については、労働者50人以上の事業場のみ対象)しなければなりません。

◇労働災害発生状況

1 平成21年(1月～12月)(1月末集計分の速報値)

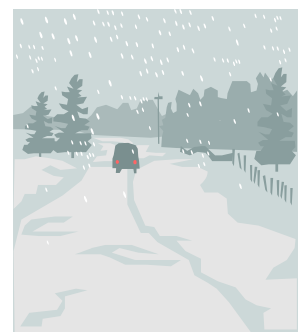
- ・ 死亡労働災害 : **3 件**(前年同期比 **+ 1 件**)
- ・ 休業4日以上 : **98 件**(前年同期比 **- 3 件**)

2 平成22年1月

- ・ 死亡労働災害 : **0 件**(前年同期比 **0 件**)
- ・ 休業4日以上 : **6 件**(前年同期比 **+ 4 件**)

本年の災害のほとんどが雪や凍結の影響によるものです。

急がずに、一步一步確認して歩いたり作業したりするようにしましょう。



雪道はゆっくと安全運転で

二戸・久慈地域産業保健センターを活用してみませんか？

無料で健康相談に応じます。0195-23-4466まで

このニュースへのお問い合わせは 二戸労働基準監督署 Tel0195-23-4131まで。